

.00580

毎週火・金曜日発行（但休日にあつときは翌日）
昭和四年四月十五日第三種郵便物登録

鳥取県公報

告示

鳥取県告示第二百十七号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第四十九条の規定による医療機関を次のように指定したので、同法施行規則（昭和二十五年厚生省令第二十一号）第十

二条の規定により告示する。

、昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石 破 二 朗

指定年月日 名 称 所 在 地 診療科名 開設者名

昭和三十八年 四月十日 米子病院 米子市日原 精神科、神経科、内科 松本 久

鳥取県告示第三百二十五号
の廃止

収入証紙小売さばき人の指定

◆公安告示 道路交通法による聴聞会の開催

◆公告 鳥取県社会教育委員会候補者を推薦する期日
及び推薦書様式

昭和三十八年二級建築士試験実施要領

昭和三十八年三月十五日付け鳥取県告示第八号中訂正

◆正誤

鳥取県知事 石

破

二

朗

00582

(第3種郵便物)
報 聞

昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県公報 第3425号

鳥取県告示第二百十九号

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 生活保護法施行規則(昭和二十五年厚生省令第二十一号)第十四条の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止の届出があつたので、同条第二項の規定により告示する。

昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県公報 第3425号

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 昭和三十八年由良東伯郡大栄町由良宿五五六番地 齒科 西田新太郎

指定年月日 名称 所在地 診療科名 開設者名
 昭和三十八年由良東伯郡大栄町由良宿五五六番地 齒科 西田新太郎

があつたので、同法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

鳥取県知事 石 破 二朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地
 昭和三十七年十月三十一日 伊王野医院 東伯郡泊村大字園六七三

昭和三十八年二月二十一日 前場医院 倉吉市上福田字城山六七六の四

鳥取県告示第二百二十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県知事 石 破 二朗

指定期年月日 指定医療機関の名称 所在地
 昭和三十七年十二月十日 伊王野医院 東伯郡泊村大字園六七三

昭和三十八年一月一日 土井 火曜日 鳥取県知事 石 破 二朗

指定期年月日 指定医療機関の名称 所在地
 昭和三十八年七月一日 鳥取県立准看護学院 東伯郡泊村大字園六七三

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 齒科医院 本 東伯郡大栄町 太字由良宿 齒科 一身上昭和三十七年の都合十一月三十一日

鳥取県告示第二百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 三月一日 前場 火曜日 倉吉市上福田五〇二の二

鳥取県告示第二百二十一号

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退

があつたので、同法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県知事 石 破 二朗

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十八年三月三十一日 厚生病院 倉吉市越殿町一四〇八番地

鳥取県告示第二百二十三号

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十二条第二号の規定による准看護婦養成所を昭和三

十八年四月一日次のように指定した。

昭和三十八年五月七日

鳥取県告示第二百二十五号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県知事 石 破 二朗

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十八年五月七日

鳥取県告示第二百十九号

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県公報 第3425号

指定年月日 名称 所在地 診療科名 開設者名
 昭和三十八年由良東伯郡大栄町由良宿五五六番地 齒科 西田新太郎

があつたので、同法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

鳥取県知事 石 破 二朗

辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地
 昭和三十七年十月三十一日 伊王野医院 東伯郡泊村大字園六七三

昭和三十八年二月二十一日 前場医院 倉吉市上福田字城山六七六の四

鳥取県告示第二百二十一号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第一項の規定により医療機関を次のとおり指定した。

昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県知事 石 破 二朗

指定期年月日 指定医療機関の名称 所在地
 昭和三十七年十二月十日 伊王野医院 東伯郡泊村大字園六七三

昭和三十八年一月一日 土井 火曜日 鳥取県知事 石 破 二朗

指定期年月日 指定医療機関の名称 所在地
 昭和三十八年七月一日 鳥取県立准看護学院 東伯郡泊村大字園六七三

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 齒科医院 本 東伯郡大栄町 太字由良宿 齒科 一身上昭和三十七年の都合十一月三十一日

鳥取県告示第二百二十号

結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 三月一日 前場 火曜日 倉吉市上福田五〇二の二

鳥取県告示第二百二十一号

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 結核予防法(昭和二十六年法律第九十六号)第三十六条第四項の規定により、次のとおり指定医療機関の辞退

があつたので、同法施行規則(昭和二十六年厚生省令第二十六号)第二十六条の規定により告示する。

昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県知事 石 破 二朗

名 称 所 在 地 診療科名 開設者名
 辞退年月日 指定医療機関の名称 所在地

昭和三十八年三月三十一日 厚生病院 倉吉市越殿町一四〇八番地

鳥取県告示第二百二十三号

保健婦助産婦看護婦法(昭和二十三年法律第二百三号)第二十二条第二号の規定による准看護婦養成所を昭和三

十八年四月一日次のように指定した。

昭和三十八年五月七日

鳥取県告示第二百二十五号

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十八年五月七日 火曜日 鳥取県知事 石 破 二朗

鳥取県収入証紙規則(昭和二十八年六月鳥取県規則第三十八号)第五条第二項の規定により、収入証紙小売さばき人を次のとおり指定した。

昭和三十八年五月七日

鳥取県知事 石破二朗
番号 小売人 住 所 売場所 指定年月日
中原慶治 鳥取市元魚町三丁目 同上 昭和三十八年五月一日
4

(2) 八頭郡智頭町大字早瀬三110
自動車運転者 長石義晴
(3) 気高郡青谷町大字青谷五五三
自動車運転者 宇田川敏幸
(4) 八頭郡用瀬町古用瀬四〇五
自動車運転者 川元栄

00583

(第3種郵便物) 4
昭和38年5月7日 火曜日 鳥取県公報 第3425号
三三一 中原慶治 鳥取市元魚町三丁目 同上 昭和三十八年五月一日
三三二 堀安成文 鳥取県公安委員会委員長

公安委員会告示

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第百四条第一項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十八年五月七日

1 聽聞の期日及び場所
昭和三十八年五月三十日 午後一時から
鳥取市吉方町 鳥取警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名
(1) 鳥取市卯垣一七八の五
自動車運転者 谷口嘉好

(2) 東伯郡閔金町大字堀二〇一五
自動車運転者 杉本勇

(3) 東伯郡羽合町長瀬一〇四五の一
自動車運転者 松村年春

(4) 倉吉市上余戸二〇六
自動車運転者 佐々木一義

昭和38年5月7日 火曜日 鳥取県公報 第3425号

鳥取県公安委員会告示第六号

道路交通法(昭和三十五年法律第百五号) 第百四条第一項の規定により次のとおり聴聞会を開催する。

昭和三十八年五月七日

1 聽聞の期日及び場所

昭和三十八年五月三十日 午後一時から

鳥取市吉方町 鳥取警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 鳥取市卯垣一七八の五
自動車運転者 谷口嘉好

(2) 東伯郡閔金町大字堀二〇一五
自動車運転者 杉本勇

(3) 東伯郡羽合町長瀬一〇四五の一
自動車運転者 松村年春

(4) 倉吉市上余戸二〇六
自動車運転者 佐々木一義

00584

(第3種郵便物) 4
鳥取県公報 第3425号

5 昭和38年5月7日 火曜日 鳥取県公報 第3425号

1 聽聞の期日及び場所
昭和三十八年五月二十三日 午後〇時三十分から
米子市万能町 米子警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市皆生一九三四

自動車運転者 荒川貞芳

(2) 米子市夜見町一〇五
自動車運転者 松本智春

(3) 米子市大袋三五三
自動車運転者 小林速満

(4) 西伯郡伯仙町福万三十七の1
自動車運転者 舟越一夫

(5) 境港市松ヶ枝町番地不詳
自動車運転者 篠矢愛雄

1 聽聞の期日及び場所
昭和三十八年五月二十三日 午後〇時三十分から
米子市万能町 米子警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市皆生一九三四

自動車運転者 荒川貞芳

(2) 米子市夜見町一〇五
自動車運転者 松本智春

(3) 米子市大袋三五三
自動車運転者 小林速満

(4) 西伯郡伯仙町福万三十七の1
自動車運転者 舟越一夫

(5) 境港市松ヶ枝町番地不詳
自動車運転者 篠矢愛雄

1 聽聞の期日及び場所
昭和三十八年五月二十三日 午後〇時三十分から
米子市万能町 米子警察署

2 聽聞当事者の住所及び氏名

(1) 米子市皆生一九三四

自動車運転者 荒川貞芳

(2) 米子市夜見町一〇五
自動車運転者 松本智春

(3) 米子市大袋三五三
自動車運転者 小林速満

(4) 西伯郡伯仙町福万三十七の1
自動車運転者 舟越一夫

(5) 境港市松ヶ枝町番地不詳
自動車運転者 篠矢愛雄

鳥取県教育委員会教育長殿

推薦団体代表者 氏名(印)

鳥取県社会教育委員候補者に下記の者を推薦します。

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

推薦期間 昭和38年5月10日から昭和38年5月20日まで
推薦様式

昭和38年5月7日

鳥取県教育委員会委員長 萩原治郎

推薦期間 昭和38年5月10日から昭和38年5月20日まで
推薦様式

昭和38年5月7日

候補者氏名
生年月日

職業（勤務先）
住所

当該団体における役職名

最終卒業学校名

建築士法（昭和25年法律第202号）第13条の規定による昭和38年2級建築士試験を次の要領により実施する。

昭和38年5月7日

鳥取県知事 石 破 二 朗

昭和38年2級建築士試験実施要領

第1 受験資格

昭和38年7月27日までに次の各号の1に該当する者

(1) 学校教育法（昭和22年法律第26号）による大学若じくは高等専門学校旧大学令（大正7年勅令第388号）による大学又は旧専門学校令（明治36年勅令第61号）による専門学校において、正規の建築に関する

る課程を修めて卒業した者又はこれ等の学校において、正規の土木に関する課程を修めて卒業した後、建築について1年以上の実務の経験を有する者

(2) 学校教育法による高等学校又は旧中等学校令（昭和18年勅令第36号）による中等学校において、正規の建築又は土木に関する課程を修めて卒業した後、

建築に関する3年以上の実務の経験を有する者

(3) 知事が前各号に規定する者と同等以上の知識及び技能を有すると認める者

(4) 建築に関し、7年以上の実務の経験を有する者

備考 なお、外国の建築又は土木に関する学校を卒業した者及び建築又は土木に関する講習を範講し、た者並びに木材工芸その他建築及び土木以外の課程を修めた者等については、2級建築士試験受験資格認定基準（昭和26年10月鳥取県告示第495号）によつて個別に審査され、受験資格を認められることがあります。

第2 申込み手続

(1) 申込み期間

昭和38年5月20日から同年5月31日まで（郵送の場合、この期間の消印あるものに限ります。）

(2) 申込みの方法

イ 申込み関係用紙の請求先

県土木部建築課及び郡家、倉吉、米子、根雨の各土木出張所（以下「土木出張所」という。）（郵送請求する場合は、表に【2級建築士試験申込用紙請求】と朱書し、所要の郵便切手をはつたあて明記の返信封筒を必ず同封してください。）

ロ 申込み書類の提出

受験申込書に次の書類等を添付して、県建築課又は土木出張所で提出してください。

(ア) 実務経歴書

受験申込書に次の書類等を添付して、県建築課又は土木出張所で提出してください。

(イ) 受験票

証明書その他の書類
書類が得られない場合にはこれ等に代る書類

又は建築士法第15条第1号および第2号に掲げるものと同等以上の知識及び技能を有することの認定資料となるべき書類等

(ロ) 写真（受験票にちよう付すること。）

申込み前6月以内に脱帽し正面から上半身を写した写真で縦5.5センチメートル横4センチメートルのもの

ハ 受付

県建築課及び土木出張所で受け付けたときは、受験票に受験番号と係員の印を押して申込者に渡します。

(3) 試験期日、場所、携行品及び合格の通知等

(1) 試験の期日及び時間割

午後2時から午後3時30分まで 建築施工

午後3時45分から午後5時15分まで 建築法規

第2日 7月28日（日曜日）

午前9時がら午前10時30分まで 建築構造

第3種郵便物
印 第3425号
昭和38年5月7日 火曜日
鳥取県公報 第3425号
昭和38年5月7日 火曜日

00585

00586

昭和38年5月7日 火曜日
鳥取県公報 第3425号
昭和38年5月7日 火曜日

